

通所介護・日常生活支援総合事業
アゼリーアネックス 運営規程

社会福祉法人江寿会

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人江寿会が開設するアゼリーアネックス（以下「事業所」という）にて行う指定通所介護および指定介護予防通所介護・日常生活支援総合事業の事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理規定を定め、地域に役立つ事業を行うことを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の職員は、指定通所介護サービス計画等に基づき、入浴、排泄、食事等の介護、その他必要と思われる援助を行うことにより、当該介護サービス等の提供を受ける利用者（以下「利用者」という）が、その有する能力に応じ在宅で自立した生活が送れるよう援助を行う。また、事業所は、安定的且つ継続的な事業運営に努めるものとする。

(事業所の名称・所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称、所在地及び定員数は、次のとおりとする。

1. 名称 アゼリーアネックス
2. 所在地 江戸川区大杉2-10-16

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第4条 事務所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

1. 管理者（施設長） 1名（ケアハウス施設長兼務）
管理者（施設長）は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う
2. 生活相談員 2名以上（うち兼務1名）
生活相談員は、指定通所介護等の利用申込に係る調整・通所介護計画等の作成等を行う。また、利用者に対し日常生活上の介護その他必要な業務の提供に当たる。
3. 機能訓練指導員 1名以上
機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止する為の訓練指導、助言を行う。
4. 看護職員 1名以上（ケアハウスの兼務）
5. 介護職員 9名以上
看護職員・介護職員は、利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の介護や健康管理、その他必要な業務の提供に当たる。

6. 調理員
7. 運転手 4名以上
利用者の送迎を行う。
8. 事務職員等 1名以上
事務職員等は、通所介護従事者の補助的業務及び必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1. 営業日 日曜を除く全日（ただし12月31日から1月3日は休み）とする。
2. 営業時間 8時30分から17時30分

(利用定員)

第6条 事業所の利用者の定員は、下記の通りとする。

サービス提供時間帯 午前9時00分から午後17:00分
定員54名

(指定通所介護等の提供方法、内容)

第7条 指定通所介護等の内容は、居宅サービス計画等に基づいてサービスを行うものとする。ただし、緊急を要する場合にあっては、居宅サービス計画等作成前であってもサービスを利用できるものとし、次に掲げるサービスから利用者が選定したサービスを提供する。

1. 身体介護に関すること
日常生活動作能力の程度により、必要な支援およびサービスを提供する
・排泄の介助、移動・移乗の介助、養護、その他必要な身体介護
2. 入浴に関すること
家庭において入浴することが困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する
・衣類着脱の介助、身体の清拭、整髪、洗身、その他必要な入浴の介助
3. 食事に関すること
給食を希望する利用者に対して、必要な食事のサービスを提供する
・食事の準備、配膳下膳の介助、食事摂取の介助、その他必要な食事の介助
4. 機能訓練に関すること
体力や機能の低下を防ぐ為に必要な訓練及び日常生活に必要な基本的動作を獲得する為の訓練を行う
5. 栄養改善に関すること
低栄養状態にある利用者等に対して、栄養食事相談及び栄養改善サービスを行う
6. 口腔ケアに関すること
口腔機能の向上を目的とし、口腔清掃、摂食・嚥下機能に関する指導もしくはサービスの提供を行う

7. アクティビティ・サービスに関すること

利用者が、生きがいのある快適で豊かな日常生活を送ることができるよう、アクティビティ・サービスを実施する。これらの活動を通じて仲間作り、老いや障害の受容、心身機能の維持・向上、自身の回復や情緒安定を図る

8. 送迎に関すること

送迎を必要とする利用者に対し送迎サービスを提供する。送迎車両には通所介護従事者が添乗し必要な介護を行う

9. 相談・助言に関すること

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う

(指定居宅介護支援事業者等との連携等)

第8条

1. 指定通所介護等の提供に当たっては、利用者にかかる指定居宅介護支援事業者等が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、そのおかれている環境、他の保健・医療・福祉サービスの利用状況等の把握に努める
2. 利用者の生活状況の変化、サービス利用方・内容の変更希望があった場合、当該利用者担当の指定居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、綿密な連携に努める
3. 正当な理由なく指定通所介護等の提供を拒まない。ただし、通常の事業実施地域等を勘案し、利用希望者に対して通所介護等の提供が困難であると認めた場合、当該利用者にかかる指定居宅介護支援事業者等と連携し、必要な措置を講ずる

(個別援助計画の作成等)

第9条

1. 指定通所介護等の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている状況並びに家族等介護者の状況を十分把握し、援助計画を作成する。また、すでに居宅サービス計画等が作成されている場合は、その内容に沿った通所介護計画等を作成する
2. 通所介護計画等の作成・変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る
3. 利用者に対し、通所介護計画等に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う

(指定通所介護等の提供記録の記載)

- 第10条 通所介護従事者は、指定通所介護等を提供した際には、その提供日・内容、当該指定通所介護等について介護保険法に基づいて、利用者にかわって支払いを受ける保険給付の額、その他必要な記録をサービス提供記録書に記載する

(指定通所介護等の利用料及び支払いの方法)

第11条

1. 指定通所介護等を提供した場合の利用料の額は、別紙の料金表によるものとし、当該指定通所介護等が法定代理受領サービスである時は、その自己負担割合分の額とする
2. 第12条の通常の事業実施地域を越えて行う送迎の交通費、通常の営業日及び営業時間帯を越えて通所介護等を提供する場合の利用料、食材料費、おむつ代、アクティビティサービスにかかる諸経費については、別紙に掲げる費用を徴収する
3. 第1項及び第2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに関する同意を得る
4. 指定通所介護等の利用者は、当事業所の定める期日に、別途契約書で指定する方法により納入することとする

(通常の事業の実施地域)

第12条 通常の事業の実施地域は、江戸川区内の中央、大杉、西一之江、本一色、鹿骨とする

(契約書の作成)

第13条 事業の提供を開始するに当たって、本規程に沿った事業内容の詳細について、利用者に契約書の書面をもって説明し、同意を得た上で署名を受けることとする

(緊急時等における対応方法)

第14条

1. 看護師、生活相談員等は、介護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。
2. 指定通所介護等を実施中に天災その他の災害が発生した場合、利用者の避難等の措置を講ずるほか、管理者に連絡の上その指示に従うものとする

(非常災害対策)

第15条 火災等非常災害に関しては消防計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う

防火責任者：防火管理責任者

防災訓練：年2回

避難訓練：年2回

通 報 訓 練 : 年 2 回

(業務継続計画の策定等)

第 16 条 当事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」）を策定し、定期的に研修及び訓練を行う。

(衛生管理及び従事者等の健康管理等)

第 17 条

1. 事業に使用する備品等は清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど常に衛生管理に十分留意するものとする
2. 通所介護従業者等に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年 1 回以上の健康診断を受診させるものとする

(身体的拘束等)

第 18 条

1. 当事業所は、利用者に対するサービス提供に当たり、当該利用者または他の利用者等の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下、「身体的拘束等」）を行わない。
2. 事業所は、身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
3. 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次の措置を講ずる。
 - I. 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を 3 か月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
 - II. 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - III. 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的（年 2 回以上）に実施する。

(虐待の防止)

第 19 条 当事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

1. 事業所における虐待の防止のため対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
2. 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。

3. 事業所において従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的（年2回以上）に実施する。
4. 上記の措置を適切に実施するための責任者を設置する。

（秘密保持等）

第20条

1. 従業者は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
2. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

（サービス利用にあたっての留意事項）

第21条 利用者が入浴室及び機能訓練室等を利用する場合には、職員立会いの下で使用すること。
また、体調が思わしくない利用者にはその旨を説明し安全指導を図ること。

（苦情処理）

第22条 管理者は、提供した事業に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するために担当者を置き、事実関係の調査を実施し、改善措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

（その他運営についての留意事項）

第23条

1. 従事者の質的向上を図るため、研修の機会を次の通り設けるものし、業務体制を整備する
 - ①採用時研修 採用後2ヶ月以内
 - ②継続研修 年2回以上
2. 指定通所介護等の提供により、利用者に賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行う。
3. 事業所はこの事業を行うため、ケース記録、利用者負担金徴収簿、その他必要な帳簿を整備する。
4. この規程の定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人江寿会とアゼリーアネックスの施設長との協議に基づき定めるものとする。

附則 この規定は、平成19年4月1日から施行する。

平成21年9月1日改正

平成24年4月1日改正

平成27年4月1日改正

平成27年8月1日改正

平成30年4月1日改正

平成30年8月1日改正

令和6年4月1日改正

第11条別項（指定通所介護等の利用料等）

1) 江戸川区日常生活支援総合事業のご利用者の介護費用について

要介護度	1月あたりの利用料金	介護保険適用時の1割自己負担額	介護保険適用時の2割自己負担額	介護保険適用時の3割自己負担額
通所型サービスⅠ	17,980円	1,798円	3,596円	5,394円
通所型サービスⅠ 回数	4,360円	436円	872円	1,308円
通所型サービスⅡ	36,210円	3,621円	7,242円	10,863円
通所型サービスⅡ 回数	4,470円	447円	894円	1,341円

加算（各加算サービスを利用された場合に負担）

・江戸川区日常生活支援総合事業をご利用の方

加算名	1割負担 (1ヶ月あたり)		2割負担 (1ヶ月あたり)		3割負担 (1ヶ月あたり)	
口腔機能向上加算 (Ⅰ)	164円		327円		491円	
口腔機能向上加算 (Ⅱ)	175円		349円		654円	
栄養改善加算	218円		436円		654円	
科学的介護推進体制加算	44円		88円		131円	
サービス提供体制 強化加算Ⅱ	要支援1の場合	27円	要支援1の場合	53円	要支援1の場合	79円
	要支援2の場合	53円	要支援2の場合	105円	要支援2の場合	157円
介護職員処遇改善 加算Ⅲ	1ヶ月あたり加算ごとに8%相当の左記加算が加わる					

葛飾区日常生活支援総合事業のご利用者の介護費用について

要介護度	1回あたりの利用料金	介護保険適用時の1割自己負担額	介護保険適用時の2割自己負担額	介護保険適用時の3割自己負担額
通所型サービスⅠ (5時間以上)	4,752円	418円	837円	1,255円

通所型サービスⅡ (3時間以上5時間未満)	3,804円	334円	669円	1,003円
通所型サービスⅢ (2時間以上3時間未満)	3,324円	293円	586円	879円

加算（各加算サービスを利用された場合に負担）

葛飾区日常生活支援総合事業をご利用の方

加算名	1割負担 (1ヶ月あたり)	2割負担 (1ヶ月あたり)	3割負担 (1ヶ月あたり)
入浴加算（1回あたり）	55円	109円	164円
介護職員処遇改善加算 Ⅲ 1	1ヶ月ごとに44単位相当の左記加算が加わる		
介護職員処遇改善加算 Ⅲ 2	1ヶ月ごとに35単位相当の左記加算が加わる		
介護職員処遇改善加算 Ⅲ 3	1ヶ月ごとに31単位相当の左記加算が加わる		

2) 通所のご利用者の介護費用について

①通所介護（7時間以上8時間未満）

要介護度	1日あたりの利用料金	介護保険適用時の 1割自己負担額	介護保険適用時の 2割自己負担額	介護保険適用時の 3割自己負担額
要介護度 1	7,172円	718円	1,435円	2,152円
要介護度 2	8,469円	847円	1,694円	2,540円
要介護度 3	9,810円	981円	1,962円	2,943円
要介護度 4	11,150円	1,115円	2,230円	3,345円
要介護度 5	12,513円	1,252円	2,503円	3,754円

②通所介護（6時間以上7時間未満）

要介護度	1日あたりの利用料金	介護保険適用時の 1割自己負担額	介護保険適用時の 2割自己負担額	介護保険適用時の 3割自己負担額
要介護度 1	6,365円	637円	1,273円	1,910円
要介護度 2	7,510円	751円	1,502円	2,253円
要介護度 3	8,676円	868円	1,736円	2,603円
要介護度 4	9,820円	982円	1,964円	2,946円
要介護度 5	10,987円	1,099円	2,198円	3,297円

④通所介護（5時間以上6時間未満）

要介護度	1日あたりの利用料金	介護保険適用時の 1割自己負担額	介護保険適用時の 2割自己負担額	介護保険適用時の 3割自己負担額
要介護度 1	6,213 円	622 円	1,243 円	1,864 円
要介護度 2	7,335 円	734 円	1,467 円	2,201 円
要介護度 3	8,469 円	847 円	1,964 円	2,541 円
要介護度 4	9,592 円	960 円	1,919 円	2,878 円
要介護度 5	10,725 円	1,073 円	2,145 円	3,218 円

⑤通所介護（4時間以上5時間未満）

要介護度	1日あたりの利用料金	介護保険適用時の 1割自己負担額	介護保険適用時の 2割自己負担額	介護保険適用時の 3割自己負担額
要介護度 1	4,229 円	423 円	846 円	1,269 円
要介護度 2	4,839 円	484 円	968 円	1,452 円
要介護度 3	5,471 円	548 円	1,095 円	1,642 円
要介護度 4	6,104 円	611 円	1,221 円	1,832 円
要介護度 5	6,725 円	673 円	1,345 円	2,018 円

⑥通所介護（3時間以上4時間未満）

要介護度	1日あたりの利用料金	介護保険適用時の 1割自己負担額	介護保険適用時の 2割自己負担額	介護保険適用時の 3割自己負担額
要介護度 1	4,229 円	423 円	846 円	1,269 円
要介護度 2	4,839 円	484 円	968 円	1,452 円
要介護度 3	5,471 円	548 円	1,095 円	1,642 円
要介護度 4	6,104 円	611 円	1,221 円	1,832 円
要介護度 5	6,725 円	673 円	1,345 円	2,018 円

⑦通所介護（2時間以上3時間未満）

要介護度	1日あたりの利用料金	介護保険適用時の 1割自己負担額	介護保険適用時の 2割自己負担額	介護保険適用時の 3割自己負担額
要介護度 1	2,715 円	272 円	543 円	815 円
要介護度 2	3,118 円	312 円	624 円	936 円
要介護度 3	3,521 円	353 円	705 円	1,057 円
要介護度 4	3,914 円	392 円	783 円	1,175 円
要介護度 5	4,317 円	432 円	864 円	1,296 円

⑧加算（各加算サービスを利用された場合に負担）

・通所介護をご利用の方

入浴加算（Ⅰ）	1回につき	44円	88円	131円
入浴加算（Ⅱ）	1回につき	60円	120円	180円
個別機能訓練加算Ⅰ（イ）	1回につき	61円	122円	183円
個別機能訓練加算Ⅰ（ロ）	1回につき	83円	166円	249円
個別機能訓練加算Ⅱ	1月につき	22円	44円	66円
生活機能向上連携加算（Ⅰ）	1月につき	109円	218円	327円
生活機能向上連携加算（Ⅱ）	1月につき	218円	436円	654円
中重度者ケア体制加算	1回につき	49円	98円	147円
認知症加算	1回につき	66円	131円	197円
栄養改善加算	1ヶ月に2回が限度	218円	436円	654円
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）	1回につき	22円	44円	66円
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）	1回につき	6円	11円	17円
ADL維持加算（Ⅰ）	1月につき	33円	66円	99円
ADL維持加算（Ⅱ）	1月につき	66円	131円	197円
口腔機能向上加算（Ⅰ）	1ヶ月に2回が限度	164円	327円	491円
口腔機能向上加算（Ⅱ）	1ヶ月に2回が限度	175円	349円	524円
科学的介護推進体制加算	1月につき	44円	88円	131円
サービス提供体制強化加算Ⅰ	1回につき	24円	48円	72円
サービス提供体制強化加算Ⅱ	1回につき	20円	40円	59円
サービス提供体制強化加算Ⅲ	1回につき	7円	13円	20円
介護職員等処遇改善加算Ⅲ	1月につき (令和6年6月から)	別途合計金額に8%相当の左記加算が加わる		

※実際のご利用料金は、ご利用回数によって端数切捨ての関係上、若干の誤差があります。

※送迎減算について

ご家族が施設まで送迎され、施設が自宅に送迎を行わなかった場合においては片道につき51円の減算（2割負担：102円、3割負担：153円）となり、利用料よりお引きいたします（職員が徒歩で送迎を行った場合等、減額は適用されません）

その他、ご利用1回あたり食費等800円の費用負担があります。